

一般廃棄物管理型最終処分場に法令上必要とされている水質検査について

○ 処分場の設置に求められている法的要求事項

設置の技術基準

廃棄物処理法第8条の2第1項第1号に規定する**技術上の基準**（基準省令第1条第1項）放流水の水質が以下の基準を満たすよう水処理施設を設置（設計）すること

- 1 別表第1の排水基準を満たすこと
- 2 維持管理に関する計画に定めた排水基準を満たすこと
- 3 ダイオキシン特別措置法に定めたダイオキシンの許容限度を満たすこと

← 水処理施設の設計基準

以上の基準を満たされなければ処分場を設置できない。

○ 処分場の維持管理に求められている法的要求事項

維持管理の技術基準

廃棄物処理法第8条の3第1項に規定する**技術上の基準**（基準省令第1条第2項）及び**維持管理に関する計画**

維持管理に関する計画

1 地下水等の水質検査（2箇所以上の場所又は地下水集排水設備で実施）

1) 埋め立て開始前

別表第2の地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンを測定し記録する。

2) 埋め立て開始後

別表第2の地下水等検査項目を年1回以上測定し記録する。

電気伝導率及び塩化物イオンを月1回以上測定し記録する。

← 遮水機能のチェック

水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。

2 放流水の水質検査

別表第1の排水基準の項目を年1回以上測定し記録する。

pH、BOD、COD、SSを月1回以上測定し記録する。

← 水処理機能のチェック

異常があった場合には、速やかに必要な措置を講ずる。